

令和7年度 加古川市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時：令和7年7月31日（木）15:00～

場 所：加古川市役所 新館10階 大会議室

1 開 会

2 出席者自己紹介

3 加古川市要保護児童対策地域協議会の概要

4 議 題

- (1) 令和6年度 加古川市要保護児童対策地域協議会事業報告について
- (2) 令和6年度 要保護児童通告件数及び処理状況
- (3) 令和7年度 加古川市要保護児童対策地域協議会事業計画（案）について
- (4) その他

5 意見交換等

- (1) 「兵庫県こども家庭センターの相談等について」

兵庫県中央こども家庭センター こども総括監(兼)所長 安井 洋一氏

- (2) 関係機関意見交換

6 閉 会

令和 7 年度
加古川市要保護児童
対策地域協議会

代表者会議



令和 7 年 7 月 31 日（木） 15 : 00 ~
加古川市役所 新館 10 階 大会議室

目 次

1. 加古川市要保護児童対策地域協議会 関係機関出席者名簿	1
2. 加古川市要保護児童対策地域協議会の概要	2
3. 令和6年度加古川市要保護児童対策地域協議会事業報告	4
4. 令和6年度加古川市要保護児童通告件数及び処理状況	6
5. 令和7年度加古川市要保護児童対策地域協議会事業計画（案）	7
6. 児童福祉法（抜粋）	8
7. 加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱	9
8. 加古川市要保護児童対策地域協議会代表者会議傍聴要領	14

加古川市要保護児童対策地域協議会 関係機関出席者名簿 (敬称略)

区分	機 関 ・ 団 体 等	役職等	氏 名
医療関係	加古川医師会	理事	伊 東 利 幸
地域関係	加古川市町内会連合会	会長	岡 本 立 身
福祉関係	加古川市社会福祉協議会	セーフティネット担当係長	山下 沙 耶 子
	加古川市民生児童委員連合会	理事	旗 手 信 秀
	播磨同仁学院	理事長兼施設長	山 本 千 代
	児童家庭支援センター 虹の丘	センター長	藤 本 政 則
	兵庫県中央こども家庭センター	所長	安 井 洋 一
	兵庫県加古川健康福祉事務所	所長補佐兼地域保健課長	米 田 和 代
	兵庫県保育協会加古川支部	支部長 都台こども園長	藤 池 美 智 子
教育関係	加古川市P T A連合会	副会長	中 村 亮 太
	加古川市立中学校校長会	要保護児童担当 平岡中学校長	松 浦 幹 雄
	加古川市立小・養護学校校長会	要保護児童担当 川西小学校長	辻 俊 幸
	加古川市立幼稚園・こども園園長会	要保護児童担当 川西こども園長	大 杉 厚 子
	加古川地区私立幼稚園連絡会	兵庫大学附属加古川幼稚園長	澤 田 真 弓
人権擁護関係	加古川人権擁護委員協議会	会長	柳 谷 佐 代 子
警察司法関係	神戸地方法務局加古川支局	支局長	黒 武 者 昭 人
	兵庫県加古川警察署	生活安全第二課長	柳 田 弘 司
加古川市	市民協働部	部長	松 下 哲 也
	福祉部	部長	竹 中 重 夫
	こども部	部長	稲 岡 剛
	消防本部	消防長	田 淵 秀 樹

協議会事務局

所 属 ・ 役 職 等			氏 名
こども部	次長		小 南 陵 一
	家庭支援課	課長	加 藤 昌 弘
		副課長	宮 永 早 希 子
		こども家庭センター担当副課長	高 野 万 里
		家庭支援係長	中 村 匡 希
		要保護児童支援担当係長	川 西 佐 織
		家庭支援係	陵 城 優 佳
		家庭支援係	近 藤 翔 子

【 要保護児童対策地域協議会の概要 】

代表者会議

- 地域の中の要保護児童に関する機関が集まり、要保護児童の支援に関する状況について理解を深めるとともに、各年度における協議会の運営方針について協議する。また、実際の担当者で構成される連絡会議、実務者会議、個別事例検討会議が円滑に運営されるための環境整備を行う。
- 主な協議事項
 - ・ 協議会の活動状況の報告と評価
 - ・ 啓発活動（オレンジリボンキャンペーンの展開方法の検討等）

連絡会議

- 中央こども家庭センター、加古川健康福祉事務所、児童家庭支援センター「虹の丘」のほか、市の要保護児童の関係各課によって構成される会議で、次の事項について協議する。
 - ・ 対応方法に関する情報交換、円滑な連携に関する事項、研修会の実施等

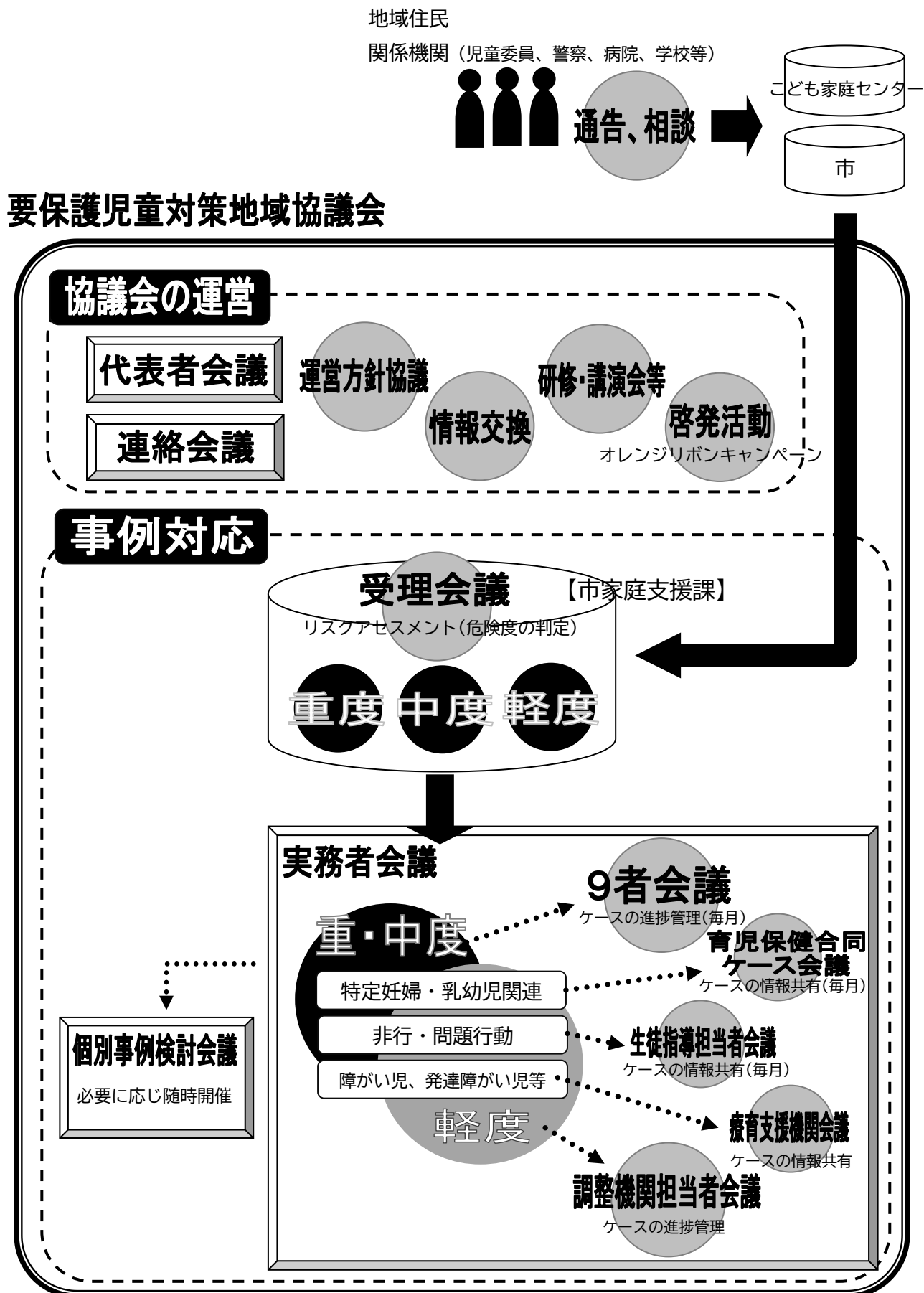
実務者会議

- 9者会議 …中央こども家庭センター、加古川健康福祉事務所、児童家庭支援センター、警察、市教委、生活福祉課、障がい者支援課、育児保健課、家庭支援課の9構成機関。+スーパーバイザーで構成され、中度以上ケースについての毎月の進捗管理及び通告情報のアセスメント等を実施。
- 育児保健合同ケース会議 …リスクの高い乳幼児・特定妊婦に係る情報交換（毎月）
- 療育支援機関会議 … 障がい児、発達障がい児等に係る情報交換（随時）
- 生徒指導担当者会議 … 非行問題等の問題行動のある児童に係る情報交換（毎月）
- 調整機関担当者会議 … 市家庭支援課（保健師、家庭児童相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員等）でアセスメントを含めたケースの進捗を管理（随時）

事例検討会議（個別ケース検討会議）

- 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。
- 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - ・ 要保護児童の状況の把握や問題点の確認、支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有、援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ・ 事例の主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
 - ・ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討

要保護児童対策地域協議会ネットワーク関係図



令和6年度 加古川市要保護児童対策地域協議会事業報告

1 会議・研修会等

	時期	場所	内 容
代表者会議	9/26	加古川市役所 北館 大会議室	・令和5年度 事業報告 ・令和6年度 事業計画
児童虐待防止 啓発活動	11月	市内各所	11月の児童虐待防止月間にオレンジリボンキャンペーンを実施。詳細は5ページ参照

2 個別ケースへの対応（実務者会議、事例検討会議等）

	時期	場所	内 容
実務者会議	毎月	市役所等	要保護児童の進行管理（中度以上）及び通告受理ケースの報告等
	毎月	市役所等	家庭支援課(児童福祉担当課)と育児保健課(母子保健担当課)との要支援家庭の報告・進行管理
	毎月	市役所等	生徒指導担当者会議
	6月 2月	こども療育 センター	家庭支援課とこども療育センターとの要支援家庭の報告・進行管理
事例検討会議	随時	市役所等	関係機関による個別事例の支援検討会議 74回
受理会議	随時	市役所等	家庭支援課内でのケースアセスメント、初期対応の検討
要保護児童の 情報交換	7月 ～9月	学校	要保護児童が在籍する学校との連携強化を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、養護学校において情報交換を実施
	7月 ～9月	幼稚園 こども園 保育所等	要保護児童が在籍する園、保育所等との連携強化を図るため、公立園・認可保育所・認定こども園等において情報交換を実施
	2月 ～3月	私立幼稚園	要保護児童が在籍する私立幼稚園と連携強化を図るため、市内の私立幼稚園において情報交換を実施

令和6年度児童虐待防止推進関係の取組について

加古川市では、児童虐待の防止を図るため、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を広く啓発し、市民及び職員の意識を向上させることによって、児童虐待の早期発見・早期対応を図りました。

特に、児童虐待防止推進月間である11月は、児童虐待問題に対する深い関心や理解を得るため、広報、啓発活動を集中的に行うキャンペーンを実施しました。

番号	実施事業名	事業内容
1	広報かがわへの掲載	広報かがわ11月号に児童虐待防止推進月間の記事掲載 広報かがわ2月号に里親制度の特集記事を掲載
2	バス車内広告 (市コミュニティバス：車内ポスター)	市コミュニティバス（かこバス）に車内広告ポスターを掲示
3	庁内放送	市役所庁舎内で啓発放送を実施。来庁者及び職員への啓発を図る。
4	ポスターの掲示及びリーフレットの配布	庁内、学校園、病院、市内大型商業施設、JR東加古川駅コンコース、関係機関等にポスターの掲示及びリーフレットの配布を依頼
5	児童虐待対応マニュアルの配布	児童虐待対応マニュアルを市内の学校園に配布 出前講座において民生児童委員・主任児童委員・民生協力員に配布
6	布リボンの配布	布製オレンジリボンに関係各課に配布
7	懸垂幕の掲示	庁舎前にて啓発懸垂幕を掲示

議題(2)

令和6年度 加古川市要保護児童通告件数及び処理状況

1 養護・虐待種別通告件数

単位:人

年度	養護	虐待				計
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	
R2	86	197	6	523	176	988
R3	84	173	4	483	196	940
R4	100	150	5	349	160	764
R5	90	175	3	420	198	886
R6	70	185	6	406	136	803

※養護とは、保護者が家出、死亡、入院等により児童を養育することが適当でなくなった状態

2 経路別通告件数

単位:人

年度	経路																	合計
	児童相談所	都道府県指定市	市町村	保育園	児童福祉施設	認定こども園	警察	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	児童委員	家族/親戚	近隣/知人	本人	その他	
R2	115	12	60	60	3	35	244	2	9	1	234	9	2	85	100	1	16	988
R3	110	7	99	52	7	26	230	3	16	0	238	7	4	61	60	3	17	940
R4	121	5	88	19	6	16	199	0	18	3	150	5	2	96	25	3	8	764
R5	129	6	116	65	7	21	204	0	10	11	171	26	0	63	32	8	17	886
R6	119	11	74	39	0	30	186	1	9	6	187	16	1	80	30	2	12	803

3 一時保護数 単位:人

年度	一時保護者数 (実人員)
R2	71
R3	63
R4	78
R5	67
R6	55

4 新規ケース数 単位:件

年度	新規ケース数
R2	208
R3	186
R4	207
R5	181
R6	156

5 要保護児童支援区分一覧※各年度4月1日時点 単位:人

年度	重度	中度	軽度	合計
R3	1	23	509	533
R4	0	37	532	569
R5	0	23	472	495
R6	0	27	433	460

議題(3)

令和7年度 加古川市要保護児童対策地域協議会 事業計画（案）

[illegible]

児 童 福 祉 法（抜粋）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。
- ⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

第六十一条の三 第11条第5項、第18条の8第4項、第18条の12第1項、第21条の10の2第4項、第21条の12、第25条の5又は第27条の4の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

平成17年 3月29日

福祉部長 決定

加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法（昭和25年法律第164号）第25条の2第1項の規定に基づき、加古川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
- (2) 要支援児童 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- (3) 特定妊婦 出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- (4) 関係機関等 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）への対策に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。
- (2) 要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議に関すること。
- (3) 要保護児童等への対策に係る啓発活動に関すること。
- (4) その他要保護児童等への対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に定める関係機関等をもって組織する。

(会議)

第4条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 代表者会議
- (2) 連絡会議
- (3) 実務者会議
- (4) 事例検討会議

- 2 代表者会議は、各年度の協議会の運営方針等を定めるため、別表第1に定める関係機関等が推せんする者により各年度1回以上開催する。
- 3 連絡会議は、協議会の運営に関する情報交換等を行うため、別表第2に定める関係機関等の担当者により必要に応じて開催する。
- 4 実務者会議は、要保護児童等に係る状況確認及び支援内容の検討を行うため、別表第3に定める関係機関等の担当者により各月1回以上開催する。
- 5 事例検討会議は、個別の要保護児童等に対応するため、当該要保護児童等に係る関係機関等の担当者により必要に応じて開催する。

(秘密保持)

第5条 協議会及び会議の構成員は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、加古川市こども部家庭支援課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱の廃止)

加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱（平成 14 年 10 月 10 日福祉保健部長決定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区分	関係機関等
医療関係	一般社団法人加古川医師会 地方独立行政法人加古川市民病院機構
地域関係	加古川市町内会連合会
福祉関係	加古川市社会福祉協議会 加古川市民生児童委員連合会 加古川市内の児童養護施設 加古川市内の児童家庭支援センター 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市立保育園・認定こども園 加古川市内の私立保育園・認定こども園 加古川市福祉部 加古川市こども部 加古川市配偶者暴力相談支援センター
教育関係	加古川市ＰＴＡ連合会 加古川市立中学校 加古川市立義務教育学校 加古川市立養護学校 加古川市立小学校 加古川市立幼稚園 加古川市内の私立幼稚園 教育委員会教育総務部 教育委員会教育指導部
人権擁護関係	加古川人権擁護委員協議会 加古川市市民協働部
警察司法関係	神戸地方法務局加古川支局 兵庫県加古川警察署
消防関係	加古川市消防本部
その他	その他市長が特に必要と認める者

別表第 2（第 4 条第 3 項関係）

区分	関係機関等
医療関係	地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院 患者支援センター地域連携室
福祉関係	児童家庭支援センター虹の丘 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市福祉部地域福祉課 加古川市福祉部高齢者支援課 加古川市福祉部生活福祉課 加古川市福祉部障がい者支援課 加古川市こども部家庭支援課 加古川市こども部育児保健課 加古川市こども部幼児保育課 加古川市こども部こども療育センター 加古川市配偶者暴力相談支援センター
人権擁護関係	加古川市市民協働部人権文化センター
教育関係	加古川市教育委員会教育総務部学務課 加古川市教育委員会教育指導部社会教育課 加古川市教育委員会教育指導部学校教育課 加古川市教育委員会教育指導部教育支援課
消防関係	加古川市消防本部救急課
その他	その他市長が特に必要と認める者

別表第 3（第 4 条第 4 項関係）

区分	関係機関等
福祉関係	児童家庭支援センター虹の丘 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県加古川健康福祉事務所 加古川市福祉部生活福祉課 加古川市福祉部障がい者支援課 加古川市こども部家庭支援課 加古川市こども部育児保健課 加古川市配偶者暴力相談支援センター
教育関係	加古川市教育委員会教育指導部教育支援課
警察司法関係	兵庫県加古川警察署
その他	その他市長が特に必要と認める者

加古川市要保護児童対策地域協議会代表者会議傍聴要領

平成 29 年 3 月 21 日
こども部長決定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成 17 年 3 月 29 日福祉部長決定）第 4 条に規定する代表者会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（傍聴人の定員）

第 2 条 傍聴人の定員は、会議の都度、会議場の収容人員等を考慮して事務局が定める。

2 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

（会議場に入ることができない者）

第 3 条 次に該当する者は、会議場に入ることができない。

- （1） 酒気を帯びていると認められる者
- （2） 銃器その他危険なものを携帯している者
- （3） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4） 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 4 条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- （1） 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2） 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎ立てないこと。
- （3） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （4） はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- （5） みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- （6） 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第 5 条 傍聴人は、会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(傍聴人への指示)

第6条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、事務局は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、事務局はその者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱)

第8条 加古川市記者クラブに加盟する社の記者その他事務局が報道関係者と認める者（以下「報道関係者」という。）は、第2条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

3 報道関係者は、前項の規定により準用する第5条の規定にかかわらず、議案の審議に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影をすることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

各関係機関の取組状況等について

名称	各機関の取組状況や予定及び関係機関との連携内容
加古川医師会	【取組状況】 ・子育て世代に向けて、本会作成の「安心子育て応援ブック」と小冊子「子育てに悩んだら」をホームページで電子ブックとして公開。（2024年度アクセス数、約1900件） ・URL→https://www.kakogawa.hyogo.med.or.jp/health/childcare 【関係機関との連携】 ・医療機関における日常診療や健診などで、主治医が育児支援が必要と判断した場合、必要に応じて育児保健課や児童相談所等の行政機関と連携を取り、早期対応を心がけている。
加古川市社会福祉協議会	【取組状況】 ・個別ケースにおいて、市家庭支援課、市地域福祉課等との連携した支援の実施。 ・市家庭支援課、市地域福祉課及びスクールソーシャルワーカー等と連携した食料品等支援整備事業の実施。 ・市内中学校に生活福祉資金（教育支援資金）の周知予定。 【関係機関との連携】 ・市家庭支援課と、こどもの状況について情報提供、相談及び同行訪問等を実施。 ・市地域福祉課、生活福祉課と、支援対象世帯にこどもがいた場合、こどもの状況について情報提供、相談及び同行訪問等を実施。
加古川市民生児童委員連合会	【取組状況】 ・新任の民生委員・児童委員には、虐待防止について記載されたマニュアルを研修会にて配付し、啓発を図っている。 ・各民生児童委員協議会における児童福祉部会において、虐待防止に関する出前講座の講演を依頼している。 【関係機関との連携】 ・市家庭支援課と、民生委員・児童委員や主任児童委員より要保護児童がいる対象世帯等の情報が入ったり相談があった場合は、情報提供を行う。
兵庫県中央こども家庭センター	【取組状況】 1 児童虐待とこども家庭センターの相談状況等について。 2 家庭養育の推進。 3 県社会的養育推進計画について、その他。 【関係機関との連携】 要保護児童対策地域協議会の構成機関と、以下の内容を連携。 ・虐待の予防、早期発見・通告義務の徹底。 ・通告事例に関する情報提供その他調査等への協力。 ・アセスメント情報を含む情報共有と連携対応。 ・継続した在宅援助に関わる情報共有と支援。 ・里親制度に関する広報啓発その他里親家庭への支援。

各関係機関の取組状況等について

名称	各機関の取組状況や予定及び関係機関との連携内容
兵庫県加古川健康福祉事務所	【関係機関との連携】 ・市要保護児童対策地域協議会実務者会議への出席（情報共有）。 ・継続支援ケース（精神）における子育て状況について情報共有（必要時）。 ・精神科医療・相談窓口等の情報提供。
加古川市立中学校校長会	【取組状況】 ・日々の様子を観察し、変化があれば学年で共有。 ・生徒とのコミュニケーションを密にとる。 ・生徒から相談があった際には詳しく聞き取り、必要があれば関係機関へつなぐ。また、あざ等の確認も行う。 ・健康診断等での観察。診断する医師からの情報提供。 ・教育相談、各種アンケートにて、生徒の状況を把握する。 【関係機関との連携】 ・教育支援課、家庭支援課、中央こども家庭センター、加古川警察と、生徒の状況について、相談、情報提供、助言をいただく。
加古川市立小・養護学校校長会	【取組状況】 ○校内研修会の実施（年4回、のべ84人）。 ・支援の必要な児童の情報共有（年3回）。 ・夏季研修会（年1回、夏季休業中、講師：家庭支援課職員）。 ○加古川市児童虐待対応マニュアルの周知。 【関係機関との連携】 ・家庭支援課と、虐待を含め支援の必要な家庭や児童の情報共有を行う。 ・教育支援課と、支援の必要な児童情報の共有・相談を行う。
加古川市立幼稚園・こども園園長会	【取組状況】 ・登園時の視診を行い、普段から保護者との連絡を密にしておく。 ・園児の気になる言動や様子が見受けられた時には、その時期を逃さず職員間での情報共有の場を設け、対応を検討する。 【関係機関との連携】 ・家庭支援課と、こどもや家庭の状況についての情報共有を行う。
加古川地区私立幼稚園連絡会	【取組状況】 ・個人懇談等の機会に家庭の様子を詳しく聞き取っている。 ・職員研修の実施（長期休暇機関中、全教職員）。 【関係機関との連携】 ・家庭支援課と、在園児について問い合わせあった際に、こどもの情報提供を行う。

各関係機関の取組状況等について

名称	各機関の取組状況や予定及び関係機関との連携内容
加古川人権擁護委員協議会	【取組状況】 ・小・中学校にこどもの人権SOSミニレターを配布及び返信対応。 ・こどもの人権110番ポケットカードを管内の小中学校に配布。 ・電話相談対応。 ※別添 配付資料①②参照 【東神吉町小学校区人権同和教育協議会】 ・児童養護施設の実情と今後に係る講話を行う予定。
神戸地方法務局 加古川支局	【取組状況】 ・こどもの人権SOSミニレター事業の実施。 ・こどもの人権110番事業の実施。 ・全国中学生人権作文コンテストの実施。 ・人権教室の実施。
市民協働部	【取組状況】 ・人権文化センターでは、人権相談専用ダイヤルを設置しており、要保護児童に関する相談に応じるとともに、各関係機関を紹介。 ・緊急性の高いものについては、関係機関へ情報提供するなどの取り組みを行っている。 ※別添 配付資料③参照
福祉部	【取組状況】 ・新任の民生委員・児童委員には、虐待防止について記載されたマニュアルを研修会にて配付し、啓発を図っている。 ・各民生児童委員協議会に虐待防止に関する出前講座の活用を呼びかけている。 ・毎年、障がい者虐待防止に係る啓発グッズ（布巾等）を障害者週間（「12月3日から9日」）に合わせて、障がい者支援課窓口、市内商業施設において配布している。 【関係機関との連携】 ○地域福祉課 ・民生委員・児童委員や主任児童委員より、要保護児童がいる対象世帯等に関する情報提供及び相談があった場合や、生活困窮相談者や支援対象世帯において問題を抱えていると疑われる場合は、家庭支援課に情報提供を行う。 ○生活福祉課 ・こども及び世帯の状況・問題点について家庭支援課に情報提供を行う。 ○障がい者支援課 ・通報等により障がい児虐待が疑われる事案について、家庭支援課、障がい者基幹相談支援センターと連携し、家庭訪問や支援者会議の開催等、適宜対応を行っている。

各関係機関の取組状況等について

名称	各機関の取組状況や予定及び関係機関との連携内容
消防本部	【取組状況】 ・救急搬送における児童虐待の疑いにかかる通報連絡体制の整備。 【関係機関との連携】 ・加古川医師会（医療機関）へ、救急搬送時に必要な情報を提供する。 ・加古川中央市民病院へ、救急搬送時に必要な情報を提供する。 ・こども部（家庭支援課及び幼児保育課）へ、救急搬送後、児童虐待が疑われる場合において、市関係課へ連絡する。
教育総務部	【関係機関との連携】 ・家庭支援課へ、在籍状況について情報提供を行う。
教育指導部	【取組状況】 ○学校教育課 ・小・義務教育学校5年生の要保護・準要保護児童のいる家庭への自然学校の食事代、教材費等の負担に関する経費の扶助（1家庭7,000円）。 ・社会福祉協議会が行っている修学旅行扶助の手続きについての学校への通知等。 ・児童虐待を受けた児童生徒への教科書の再給与の手続き。 （居住場所の変更等の事情により、一度給与した教科書の使用が困難な場合など、児童生徒が使用する教科書を改めて給与する必要がある場合） ○教育支援課 ・生徒指導担当者会（毎月26人参加 少年愛護センター主催）。 ・気になる生徒について情報共有を行っている。 ・教育相談（毎日） 学校や保護者から寄せられる相談を教育相談センター内で共有している。 虐待等が疑われる場合には、市家庭支援課に情報提供する。 少年愛護センター、教育相談センターの両センターで対応を協議。 場合によっては、教育支援課に配置しているスクールサポートチームを組織し、対応を協議する。 【関係機関との連携】 ・加古川市社会福祉協議会と、修学旅行扶助申請について必要な情報共有を行う。 ・兵庫県教育委員会と、教科書の再給与手続きについて必要な情報共有を行う。 ・家庭支援課と、虐待案件等の情報共有を行っている。 ・加古川警察署と、有事の際は事案の内容により情報共有を行っている。

各関係機関の取組状況等について

名称	各機関の取組状況や予定及び関係機関との連携内容
こども部	【取組状況】 ○育児保健課 ・母子健康手帳交付時の保健師等による全数面接。 ・妊娠8か月アンケート：妊娠8か月を迎える妊婦全員にアンケートを送付し、妊婦の状況を把握して面談等の支援を実施。 ・産後ケア事業（宿泊型、通所型、訪問型）：児童虐待の未然防止を目的に、支援を希望する産婦の心身の安定や育児不安の解消を図る支援を行っている。 ・乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として訪問。訪問時に児童虐待防止24時間ホットラインなどの相談先を記載した子育てガイドブックを配布。相談窓口を紹介。 ・産前産後サポート事業（産前教室やおしゃべりサロン等）：妊産婦が抱える悩み等について保健師等の専門職が相談支援を行うことで、妊産婦の孤立感の解消と育児不安の軽減を図っている。 ・研修会の実施：訪問指導員研修会（R6年度：2回/年、延27人参加）、産前産後サポート事業従事者研修会（R6年度：2回/年、延べ18人） ○幼児保育課 ・公立園において、要保護児童の状況を把握し、市家庭支援課と情報共有や相談を行うことで連携を図っている。 ・DV被害が認められる児童の家庭について、認可保育園の利用に関し、関係機関との連携を図りながら住所要件の緩和や必要書類の一部省略などの支援を行っている。 ○こども療育センター ・センターの診療所における医師や公認心理師による相談をはじめ、センターの児童発達支援「かなで」における親子通園による療育の実施などにより、保護者の子に対する愛着形成を促している。 【関係機関との連携】 ○育児保健課 ・加古川医師会と、要保護児童においては、医療機関から予防接種や診察時の状況について、こどもの情報を共有し連携して対応。 ・養育支援ネット等でハイリスクな家庭の情報を受け取り継続支援を行っている。 ・加古川中央市民病院等と、養育支援ネット、ハイリスク妊産婦合同カンファレンス等を通じて情報共有しハイリスクな家庭の継続支援を行っている。 ・加古川市民生児童委員連絡会と、民生児童委員が運営する「まちの子育てひろば」等に出務し、連携して地域の親子の相談や養育面で気になる親子の支援をしている。 ○幼児保育課 ・家庭支援課と、こどもの認可保育園の在籍・申込情報の提供を行う。 ○こども療育センター ・家庭支援課と、気になるこどもの状況について情報提供を行うとともに、通院している要保護児童の状況について情報共有を行っている。

小学生用

こどもの人権 SOS ミニレター



人権イメージキャラクター
「人KENあゆみちゃん」

悩みを書いて
ポストに入れてね!
(切手はいらないよ)

ひみつは
守るよ



人権イメージキャラクター
「人KENまもる君」

こどもの人権 SOSミニレターって?

あなたが悩んでいることや困っていることを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。

どんなことでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて送ってね。

お友達が困っているときも相談してね。

※相談内容によっては、関係機関とともに対応することがあります。

この冊子には、SOSカードの横に音声コードが印刷されています。
ゆに、ほいす Uni-Voiceアプリを使用して読み取ると、記録されている情報を
音声で聞くことができます。

人権って?

みなさん一人ひとりが、
幸せに生きていくための
大切な権利のことだよ。

どんな人が
返事をくれるの?

みなさんの人権を守る仕事を
している人権擁護委員や法務
局の職員が返事をするよ。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

SOSミニレターの
使い方



1 困っていること、
悩んでいることが
ある人は・・・

2 それをSOSミニ
レターに書いて、
送ろう!

3 人権擁護委員や
法務局の職員が
あなたのお悩みに
ついて考え、
返事をするよ

SOSミニレターの他に、「電話」、「LINE」、「メール」で相談することもできるよ。

電話で相談

こどもの人権 110番

フリーダイヤル 0120-007-110

(受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15

通話
無料

LINEで相談

LINEじんけん相談

LINEじんけん相談

検索

こちらから友だち追加してね

(受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15



学校のタブレット(1人1台端末)で相談

こどもの人権 SOSチャット

こちらからアクセスできるよ

(受付時間) 平日 午前8:30～午後5:15



メールで相談

24時間受付

こどもの人権 SOS=eメール

インターネット 人権相談

検索

こちらからでもアクセスできるよ



東京法務局・東京都人権擁護委員連合会



R70

切り取って、カードとして使ってね。

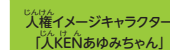


こどもの人権 SOS カード

いつも持っていてね!



東京法務局東京都人権擁護委員連合会



困ったことをなんでも相談してね。
通話無料 こどもの人権110番
フリーダイヤル 0120-007-110

相談時間: 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。
※あなたの近くの法務局につながります。

音声コードを利用される方に配布する際
は、音声コードの位置がわかるように、
右下の点線部を丸く切り取ってください。



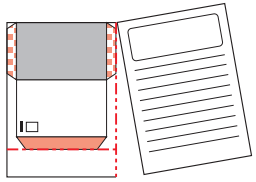
SOSミニレターの送り方

※はさみがなくても作れるよ。

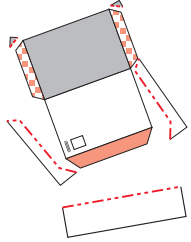
きりとり
やまおり

きりとり線に沿って、
切り取ることができるよ。
番号順に折って、
封筒をつくってね。

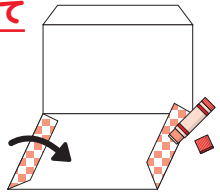
①真ん中のきりとり線
切りはなします。



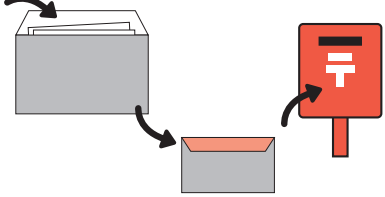
②下のカードを切りはなし、
封筒を切り取ります。



③やまおり線を順番に折り、「の
りづけ」と書いてあるところに
のりをつけて封筒を作ります。
**のりをつけて、しっかりはって
ください。**



④のりが乾いてから手紙を封筒に入れて、**赤い部分の
裏側をしっかりとりのりではって**からポストに入れてくだ
さい。



切手は2027年3月31日までいりません。

1608792

174

東京都新宿区四谷1-6-1
四谷タワー13階(外国人在留支援センター)

東京法務局人権擁護部 行
(小学生用)

切手は2027年3月31日までいりません。

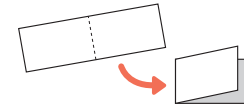
料金受取人私郵便



差出有効期間
2027年3月31
日まで
(切手不要)

こま
困ったときに相談できる
連絡先カードです。

きり
と
り
取って、
いつも持っていてね。



きり
と
り
取って2つ折りにすると
カードになるよ。

インターネットでも相談できるよ。

こどもの人権 **SOS=eメール**

インターネット 人権相談

検索

※申し込んだ後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが
送られてきます。

チャットでも相談できるよ。

LINEは
こちらから



学校のタブレットは
こちらから



あなたのことを
教えてください。

ふりがな
名前

性別

学校名

年 組

返事はどの方法が
いいですか?

☐ 手紙 (☐ あなたのお家 ☐ 学校 ☐ その他 ())

(✓をつけてね)

☐ 電話 (☐ 自分の携帯電話 ☐ あなたのお家 ☐ その他 ())

返事がほしい場所の住所や電話番号を間違えないように最後まで書いてね。

〒

電話 ()

住所

(ここには何も
書かないでね。)

困っていること、悩んでいることは?

☐ いじめのこと ☐ いじめ以外の学校のこと ☐ お家のこと ☐ その他 ()

今の気持ちは?

☐ こまったー ☐ こわい… ☐ いやだ! ☐ かなしい ☐ その他 ()

今、困っていること、悩んでいることを書いてね。

①いつ?

②だれに?

③何をされた?

④そのときのことをくわしくおしえてね

手紙に書いた悩みを誰かに話していますか?

☐ 家族：誰に () ☐ 先生 ☐ 友だち
☐ その他：誰に () ☐ 誰にも話していない

書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってね。

中学生用



人権イメージキャラクター
「KENまもる君」

悩んでいるあなたへ。

その悩み、私たちに相談してみませんか？

相談内容の秘密は守ります。



人権イメージキャラクター
「KENあゆみちゃん」

「こどもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です。

あなたが悩んでいたりが困ったりしていることを書いた手紙を、人権擁護委員や法務局の職員が読んで、手紙や電話でお返事をします。

相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。

あなたの友達が困っているときも相談してください。

※相談内容によっては、関係機関とともに対応する場合があります。

人権って何？

人権とは、誰もが生まれた時から持っている、一人ひとりが人間らしく生きるための権利です。法務省の人権擁護機関の人権擁護委員や法務局職員は、みなさんの人権を守る仕事をしています。

この冊子には、SOSカードの横に音声コードが印刷されています。Uni-Voiceアプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

SOSミニレターの利用のながれ

裏の用紙に悩みを書いて送ってください。

あなたの手紙を人権擁護委員や法務局の職員が読んで、悩みを解決できる方法を考えます。

希望の連絡方法（電話・手紙）であなたに返事をします。

例えばこんなときに利用してください

- 友達からいじめを受けている
- 親の宗教を理由に学校行事に参加できない
- 暴力を受けて悩んでいる
- 学校や家族、その他のことで悩みがある
- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた

SOSミニレターの他に、「電話」、「LINE」（チャット）、「メール」で相談することもできます。

電話で相談
こどもの人権 **110番** **0120-007-110** **通話無料**
（受付時間）平日 午前8:30～午後5:15

LINEで相談
LINEじんけん相談
こちらから友だち追加してください
（受付時間）平日 午前8:30～午後5:15

学校のタブレット（1人1台端末）で相談
こどもの人権 **SOSチャット**
こちらからアクセスできます
（受付時間）平日 午前8:30～午後5:15

メールで相談 **24時間受付**
こどもの人権 **SOS=eメール**
こちらからでもアクセスできます

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

困ったときに相談できる連絡先カードです。切り取って、携帯してください。



こどもの人権 **SOS** **カード**
東京法務局 東京都人権擁護委員連合会

困ったことをなんでも相談してください。
通話無料 こどもの人権110番
フリーダイヤル **0120-007-110**
相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15
※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。
※あなたの近くの法務局につながります。

音声コードを利用される方に配布する際は、音声コードの位置がわかるように、右下の点線部を丸く切り取ってください。



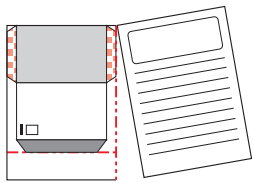
SOSミニレターの送り方

※はさみを使わずにつくれます。

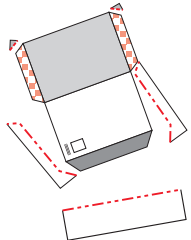
きりとり

きりとり線に沿って、
切り取ることができます。
番号順に折って、
封筒をつくってください。

①メッセージを書いたら、
真ん中のきりとり線で
切りはなします。

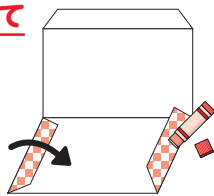


②下のカードを切りはなし、
封筒を切り取ります。

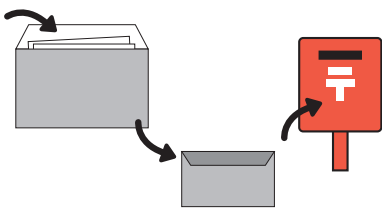


③山折り線を順番に折り、「のり
づけ」と書いてあるところにの
りをつけて封筒を作ります。

のりをつけて、しっかり貼って
ください。



④のりが乾いてから手紙を封筒に入れて、しっか
りのりで貼ってからポストに入れてください。



切手は2027年3月31日までいりません。

山折り③

山折り①

のりづけ

のりづけ

1608792

174

東京都新宿区四谷1-6-1
四谷タワー13階(外国人在留支援センター)

東京法務局人権擁護部 行
(中学生用)



切手は2027年3月31日までいりません。

料金受取人私郵便



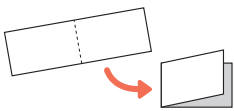
差出有効期間
2027年3月31
日まで
(切手不要)

山折り④



困ったときに相談できる
連絡先カードです。

切り取って、いつも
携帯してください。



切り取って2つ折りにすると
携帯しやすいカードになります。

インターネットでも相談できます。

こどもの人権SOS-eメール

インターネット 人権相談

検索



※申し込んだ後に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが
送られてきます。

チャットでも相談できます。

LINEは
こちらから



学校のタブレットは
こちらから



あなたのことを
教えてください。

ふりがな
名前

性別

学校名

年 組

返事はどの方法が
いいですか?

手紙 (☐ 自宅 ☐ 学校 ☐ その他 ())

電話 (☐ 自分の携帯電話 ☐ 自宅 ☐ その他 ())

返答希望場所の住所や電話番号を正確に書いてください。

〒

電話 ()

住所

(ここには何も書か
ないでください。)

困っていること、悩んでいることは?

☐ いじめのこと ☐ いじめ以外の学校のこと ☐ 家庭のこと ☐ その他 ()

今、困っていること、悩んでいることを書いてください(いつ、だれに、何をされましたか?)。

手紙に書いた悩みを誰かに相談できていますか?

☐ 家族：誰に() ☐ 先生 ☐ 友達

☐ その他：誰に() ☐ 誰にも相談していない

書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってください。

児童虐待防止に係る取組み状況

人権文化センターでは、人権相談専用ダイヤルを設置しており、要保護児童に関する相談に応じるとともに、各関係機関を紹介しています。

緊急性の高いものについては、関係機関へ情報提供するなどの取り組みを行っています。

<参考資料>

1 相談件数

年度	R 4	R 5	R 6
相談件数（件）	1 5 9	2 1 6	1 8 2
専 用 電 話 件 数 (要保護に関する相談件数)	9 5 (0)	1 6 4 (0)	1 2 8 (0)

※人権文化センターは、要保護、準要保護に関する子どもの情報を持っていないため、相談電話では判断がつかないが、児童虐待に関わる相談はかかっている。

※令和 6 年度夜間電話相談で、要保護年齢規定からは外れるが、障がいのある高校生（19 歳）からの相談を受けた。匿名の相談であり、また緊急性があるとまでは言えなかったが保護者との関りについての相談であったため、念のため家庭支援課と情報共有した。

2 主な紹介先

(1) 市の関係部署

- ・家庭支援課
- ・少年愛護センター
- ・教育相談センター

(2) 相談者が市の施設以外を希望した場合

- ・こどもの人権 1 1 0 番（法務局）
- ・ひょうごっ子悩み相談（兵庫県教育委員会）

※基本的には、市の関係部署を紹介

※相談の際、相談者は名乗る必要はなく、ほとんどが匿名の相談となっている。原則、具体的な対応を望まれる場合や関係機関に情報を伝える際は、本人に確認をし、了解を得たうえで情報提供を行っている。命に関わることや緊急性が高いと判断した場合は、関係機関に情報提供を行うようにしている。

3 緊急性の高い事例

ここ 2・3 年では、こどもに関する緊急性の高い事例はない。